

(ハ) 尚岡岡卓呼ニ召集セラレタルモノハ召集当日ノ給

料全額ヲ支給スルコト

(ニ) 勤務演習ノ為メ召集セラレタルモノニ対シテハ其

召集中ノ日数ニ対スル給料全額ヲ支給スルコト

四 毎年二回春秋ヲ期シテ會社ノ経費ニヨリ従業員全

部ノ慰安會ヲ舉行スルコト

五 安海川突電所ニ於ケル石炭賞與金ノ配給方法ヲ同

所従業員全般ニ公表スルコト

六 期末留員票ノ配給ヲ従業員全般ニ及ホスコト

七 大正十年三月ノ給與ニ係ル増資功勞金分配ニ関ス

ル株主總會ノ決議及其ノ配給方法ノ内容ヲ従業員全般ニ公表スルコト

八 助手ノ名称ヲ技手ト改メ職工ノ呼称ヲ工手ト改メ

技手ノ待遇ヲ月給雇員ト同一ニ取扱フコト

九 助手職工規則第四章ノ給與ノ條項中九記ノ通

リニ改正スルコト

第廿七條 用祭料及死亡手當金ハ九ノ標準下ニ

ヨリ之ヲ支給ス

一 弔祭料金五十圓以上

一 死亡手當金八百圓以上

第廿八條 職務ノ為メ不具癩疾トナリタルモノハ

其程度ニヨリ八百圓以上ノ手當金ヲ支給ス

第廿九條 職務ノ為メ不具癩疾トナリタル者退

職ノ場合ハ前条ノ手當金ノ外退職當時ノ

給料年額百分ノ五十以上ノ養老金ヲ支給ス

亦此一條滿三ヶ年以上勤続シタルモノニ于テ死亡シタル